

## 門真市農業委員会定例総会議事録

1 日 時 令和6年4月9日（火）午前10時00分～午前10時40分

2 場 所 門真市役所 別館3階 第3会議室

3 議 長 西村 覚

4 署名委員

5 番：寺裏 和正 委員 6 番：土井 清孝 委員

5 出席委員（9名）

1 番：川田 勉 委員 2 番：川田 雅彦 委員 3 番：川中 仲文 委員

4 番：木原 早智子 委員 5 番：寺裏 和正 委員 6 番：土井 清孝 委員

7 番：西川 敬治 委員 8 番：西口 猛 委員 9 番：西村 覚 委員

6 職務のため出席した者

局長：柏原 佳太

局次長：吉田 武史

主査：河坂 章志

7 議案・報告等

(1) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可

(2) 議案第3号 「令和6年度最適化活動の目標の設定等」について

(3) 報告第7号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出

(4) 報告第8号 農地法第4・5条の規定による届出受理の取消願

(5) 報告第9号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出

<会議の詳細>別紙のとおり

【 署 名 】

議 長

西村 寛

---

署名委員

寺裏 和正

---

署名委員

土井 清孝

---

令和6年4月9日（火）午前10時00分～午前10時40分

## 農業委員会議事録

会長	<p>ただ今から令和6年第4回農業委員会総会を開催いたします。本日の委員会は、9名中9名の出席で、定足数に達しておりますので、成立しております。</p> <p>本日の議事録の署名委員でございますが、5番：寺裏和正委員、6番：土井清孝委員にお願いすることといたします。</p> <p>それでは、本日の議事に移ります。議案第2号「農地法第3条の規定による許可」です。それでは事務局説明願います。</p>
事務局	<p>農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、ご審議をお願いいたします。農地法第3条の規定による許可申請とは、農地を農地のまま、売買又は貸借等の権利の移動・設定を行う場合に申請するものです。</p> <p>それでは、議案第2号の議案書をご覧ください。申請は、2件です。許可要件をまとめた資料につきましては、議案書添付の【別添】農地法第3条調査書をご覧ください。</p> <p>まず、1件目についてです。</p> <p>申請書の写し、地図並びに現地調査時の写真等の資料につきましては、添付資料1ページから11ページでございます。</p> <p>なお、本申請につきましては、親族内での所有権移転であり、譲受人世帯での営農状況は今後も変更なく行われる計画で、耕作地は現状のまま使用するため、周辺への影響はないものと見込まれます。申請内容について、添付資料1ページの許可申請書の写しをご覧ください。</p> <p>1の申請者氏名等および2の土地の所在等は申請書のとおりでございます。</p> <p>続いて、2ページの「農地法第3条の規定による許可申請書（別添）」をご覧ください。</p> <p>まず、第1号関係でございますが、1-1に記載のとおり、権利を取得しようとするもの又はその世帯員等が所有権等を有する農地の利用の状況は、全て自作地でございます。</p> <p>次に、申請地の取得後の営農計画、機械の所有の状況、農作業に従事する者の状況につきましては、1-2の(1)から(3)に記載のとおりです。</p> <p>続いて、3ページをご覧ください。第2号関係につきましては、法人に関する要件であり、本件は個人のため、「その他」に</p>

該当いたします。

次に、第3号関係につきましては、信託要件であり、本件は信託によるものではないため、「その他」に該当いたします。

次に、第4号関係でございますが、権利を取得しようとする者及びその世帯員の農作業への従事状況につきましては、「4権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作に必要な農作業への従事状況」に記載のとおりでございます。

次に、第5号関係でございますが、5-1に記載のとおりとなります。

次に、5-2につきましては、令和5年度より下限面積要件は無くなりました。

続いて、4ページに移りまして、第6号関係でございます。これは所有権以外の権原に基づき農地を貸付または質入れする場合の要件であり、本件は該当いたしません。

次に、第7号関係でございますが、「7周辺地域との関係」につきましては、申請書に記載のとおりでございます。

それでは、許可要件の確認をいたします。議案書添付の【別添1】議案第2号「農地法第3条調査書」をご覧ください。

個人による所有権移転は、農地法第3条第2項第1号・第4号・第6号の各要件を満たす場合に許可することができます。

まず、第1号要件の全部効率利用要件につきましては、譲受人及びその世帯員は、農作業に必要な機械として耕うん機を所有しており、長年にわたる農作業経験もあるため、保有する農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

次に、第4号要件の農作業常時従事要件につきましては、譲受人及びその世帯員は、年間150日以上農作業に従事しており、農作業を行う必要がある日数、農作業に従事すると見込まれます。

最後に、第6号要件の地域調和要件につきましては、本件は、親族内での所有権移転であり、権利移転後も、現状のまま利用する予定であります。

また、現地調査により周辺の農地を含めた当該申請地の利用状況等も確認し、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと見込まれます。

続いて、2件目についてです。

申請書の写し、地図並びに現地調査時の写真等の資料につきましては、添付資料12ページから21ページでございます。

なお、本申請につきましては、親族内での所有権移転であり、

譲受人世帯での営農状況は今後も変更なく行われる計画で、耕作地は現状のまま使用するため、周辺への影響はないものと見込まれます。

申請内容について、添付資料 12 ページの許可申請書の写しをご覧ください。

1 の申請者氏名等および 2 の土地の所在等は申請書のとおりでございます。

続いて、13 ページの「農地法第 3 条の規定による許可申請書(別添)」をご覧ください。

まず、第 1 号関係でございますが、1-1 に記載のとおり、権利を取得しようとするもの又はその世帯員等が所有権等を有する農地の利用の状況は、全て自作地でございます。

次に、申請地の取得後の営農計画、機械の所有の状況、農作業に従事する者の状況につきましては、1-2 の(1)から(3)に記載のとおりです。

続いて、14 ページをご覧ください。第 2 号関係につきましては、法人に関する要件であり、本件は個人のため、「その他」に該当いたします。

次に、第 3 号関係につきましては、信託要件であり、本件は信託によるものではないため、「その他」に該当いたします。

次に、第 4 号関係でございますが、権利を取得しようとする者及びその世帯員の農作業への従事状況につきましては、「4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作に必要な農作業への従事状況」に記載のとおりでございます。

次に、第 5 号関係でございますが、5-1 に記載のとおりとなります。

次に、5-2 につきましては、令和 5 年度より下限面積要件は無くなりました。

続いて、15 ページに移りまして、第 6 号関係でございます。これは所有権以外の権原に基づき農地を貸付または質入れする場合の要件であり、本件は該当いたしません。

次に、第 7 号関係でございますが、「7 周辺地域との関係」につきましては、申請書に記載のとおりでございます。

それでは、許可要件の確認をいたします。議案書添付の【別添 2】議案第 2 号「農地法第 3 条調査書」をご覧ください。

個人による所有権移転は、農地法第 3 条第 2 項第 1 号・第 4 号・第 6 号の各要件を満たす場合に許可することができます。

まず、第 1 号要件の全部効率利用要件につきましては、譲受人及びその世帯員は、農作業に必要な機械として耕うん機を所

	<p>有しており、長年にわたる農作業経験もあるため、保有する農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。</p> <p>次に、第4号要件の農作業常時従事要件につきましては、譲受人及びその世帯員は、年間150日以上農作業に従事しており、農作業を行う必要がある日数、農作業に従事すると見込まれます。</p> <p>最後に、第6号要件の地域調和要件につきましては、本件は、親族内での所有権移転であり、権利移転後も、現状のまま利用する予定であります。また、現地調査により周辺の農地を含めた当該申請地の利用状況等も確認し、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと見込まれます。</p> <p>以上のことから、本件は許可できる案件と考えます。</p>
会長	<p>ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。</p>
木原委員	<p>1件目の申請についてですが、特定遺贈によるとなっておりますが、遺言書等は事務局にて確認したということで間違いございませんか。</p>
事務局	<p>はい、遺言書及び譲渡人がお亡くなりになっていることにつき事務局にて書類等により確認しております。</p>
会長	<p>それでは、採決にはいります。</p> <p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可」について、賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p><b>【委員全員挙手】</b></p> <p>全会一致で、議案第2号「農地法第3条の規定による許可」について、議案のとおり許可することと決しました。</p> <p>次に移ります。</p> <p>議案第3号「令和6年度最適化活動の目標の設定等」についてです。それでは事務局説明願います。</p>
事務局	<p>本件は、農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定による農地等の利用の最適化の推進に係る活動の透明性を確保するため、法第37条の規定により、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について公表し</p>

なければならぬとされています。

また、「農業委員会による最適化活動の推進等について」が定められ、各農業委員会は、最適化活動の実施状況の公表に当たり、最適化活動の目標の設定等に取り組むこととされているもので、その策定・公表をするに当たり、委員会の意見を求めるものです。

では、「令和6年度最適化活動の目標設定等」について、議案書添付の資料をご覧ください。

まずローマ数字のⅠ農業委員会の状況についてです。

1 農業委員会の現在の体制ですが、任命委嘱日、令和5年7月20日、任期満了日は令和8年7月19日です。農業委員数は定数9名、実数も9名になっており内、女性1名、中立委員1名となっております。最適化委員は定めておりません。

2 農家・農地等の概要ですがこちらの数値は2020年農業センサス及び令和5年の耕地及び作付面積統計に基づいて記入しております。

続きまして次ページのローマ数字のⅡ最適化活動の目標についてであります。

1 最適化活動の成果目標（1）農地の集積①現状及び課題について、現状の「管内の農地面積」は市内生産緑地面積を記載、「これまでの集積面積」は経営局長通知により国版認定農業者と基本構想水準到達者の農地面積を記載し、その結果、集積率は8.4%となります。課題としましては、「宅地化の進行により農地が減少しているだけでなく、家族経営の従事者が多く、人手不足のため経営農地の拡大が難しい。また、農業者の高齢化に伴い、農業経営は一層厳しい状況」にあります。②目標につきまして、表の一番上、目標年度及び集積率に関しては大阪府の方針に基づき令和16年度に集積率26%としております。この26%の目標には大阪版認定農業者も含めるとありますので、今年度の目標に大阪版認定農業者の農地面積を記載しております。

（2）遊休農地の解消について、①現状及び課題②目標については令和5年度の農地パトロールにてご指摘のありました農地に関しても、その後、事務局により確認したところ草刈り等されており遊休農地として報告する農地はございません。続きまして次ページをご覧ください。

（3）新規参入の促進①現状及び課題ですが令和3年度から昨年度までは新規参入者0でございます。継続課題として「農業への新規参入希望者が少なく、また貸付を希望する農地が少

ない為、参入が難しい」としております。②目標の表についてですが権利移動面積は令和2年度0ha、3年度0ha、4年度0haとなっており、平均が0haであります。その下の「新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積」が目標にあたりますが目標は平均の1割以上とされておりますので0haを目標としております。

次に2最適化活動の活動目標(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標ですが、1人当たりの活動日数は月2日とし、内訳といたしましては2週間に1度の活動で月2日と考えております。(2)活動強化月間の設定目標は10月に農地パトロールを予定しており(3)新規参入相談会への参加目標は詳細未定ですが1回としております。

本件についての説明は以上でございます。

会長

ただいまの説明について、何かご質問はございませんか。

ご意見がないようですので、採決にはいります。

議案第3号、「令和6年度最適化活動目標の設定等」について、決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

#### 【委員全員挙手】

全会一致で、議案第3号「令和6年度最適化活動目標の設定等」については、議案のとおり決定することとします。

次に移ります。

報告第7号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出」についてです。

それでは事務局説明願います。

事務局

本件は、農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地を農地以外のものにする届出があったことにつき、門真市農地転用関係届出事務処理決裁に関する規程第3条の規定により、届出の受理を会長専決いたしましたので、同規程第4条の規定により報告するものです。

届出内容につきましては、報告第7号の議案書をご覧ください。届出につきましては、2件です。

まず、1件目についてです。

申請書の写し、地図並びに現地調査時の写真等の資料につきましては、添付資料22ページから37ページでございます。

届出内容は、22ページのとおり転用の目的は駐車場でありま



	<p>す。当該届出地は、添付資料 36 ページの地図のとおりでございます。現地調査へは、事務局から河坂、岡が実施し、周辺への影響はないものと判断いたしました。</p> <p>次に、2 件目についてであります。</p> <p>申請書の写し、地図並びに現地調査時の写真等の資料につきましては、添付資料 38 ページから 50 ページでございます。届出内容は、38 ページのとおり転用の目的は駐車場であります。当該届出地は、添付資料 49 ページの地図のとおりでございます。現地調査へは、事務局より河坂、岡が実施し、周辺への影響はないものと判断いたしました。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>ただいま説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。質問がないようですので、次に移ります。</p> <p>報告第 8 号「農地法第 4 条・5 条の規定による届出受理の取消願」についてです。</p> <p>それでは事務局説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>本件は、農地法第 5 条の規定による令和 6 年 2 月 20 日付け第 15-1 号により通知された届出受理の取消を願う届出があったことにつき、門真市農地転用関係届出事務処理決裁に関する規程第 3 条の規定により、届出の受理を会長専決いたしましたので、同規程第 4 条の規定により報告するものです。</p> <p>届出内容につきましては、報告第 8 号の議案書をご覧ください。届出は 1 件です。</p> <p>申請書の写しの資料につきましては、添付資料 51 ページにございます。届出内容は、51 ページのとおりで、所有権の移転であり、転用の目的は分譲住宅となっております。取消し理由は、届出地 5 筆のうち 2 筆分について前出の権利移動が発生しなくなったためとなっております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>ただいまの説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。質問がないようですので、次に移ります。</p> <p>報告第 9 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出」についてです。</p> <p>それでは事務局説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>本件は、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による市街化区域</p>

	<p>内の農地を農地以外のものにするために権利移動を行う届出があったことにつき、門真市農地転用関係届出事務処理決裁に関する規程第3条の規定により、届出の受理を会長専決いたしましたので、同規程第4条の規定により報告するものです。</p> <p>届出内容につきましては、報告第8号の議案書をご覧ください。届出は1件です。</p> <p>申請書の写し、地図並びに現地調査時の写真等の資料につきましては、添付資料52ページから65ページまでにございます。届出内容は、52ページのとおりで、所有権の移転であり、転用の目的は戸建て住宅 木造2階建てとなっております。当該届出地は、添付資料64ページの地図のとおりに位置しております。現地調査は、農業委員会から川田勉委員、事務局から河坂、岡で実施し、周辺農地への影響はないものと判断いたしました。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>ただいまの説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。</p>
木原委員	<p>この申請は、前出の取消を受けての届出なのですが、取消された届出の申請地が5筆で、今回の届出が5筆中の3筆となっておりますが、残りの2筆はどのようなになるのですか。</p>
事務局	<p>窓口届出者に確認したところ、土地所有者は別の方への権利設定を考えておられるとのことでした。</p>
会長	<p>本回の議題は以上です。総会はこれで閉会いたします。ありがとうございました。</p>